

## 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 徳島県

農業委員会名： 板野町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 2年 7月 20日

任期満了年月日 令和 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	8	7	8

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	472
農業経営体数	263

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	630
女性	287
40代以下	150

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	111
基本構想水準到達者	45
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	511	139	—	—	—	650

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	650 ha	362 ha	55.7 %
課題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題であるが、地区・地域性、営農条件、借地条件等により利用集積の加速度差が顕著である。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ②目標

農地の集積の目標年度	令和15年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	15 ha	農地面積(C)	650 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	377 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	58.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③実績

今年度の新規集積面積	9 ha	農地面積(F)	650 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	371 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	57.1 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	98.4 %		

農業委員会の点検結果	農地の集積については、農業委員・推進委員の活動及び各種会議・研修会・広報紙等において推進しているが、各地域における農地事情の違いや貸人・借人それぞれの意向などもあり難しい面もある。今後においても、担い手や農地所有者の理解を得るための活動を継続するとともに積極的な最適化活動を行っていく必要がある。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	18.9 ha	9.2 ha	9.7 ha
遊休農地は、その再利用も課題であるが、発生予防の取組が重要である。利用状況調査と利用意向調査の円滑な実施とともに、遊休農地の所有者(管理者)等へは実情に応じた指導と対策も必要である。			

##### ②目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	4.7 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.9 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	10.4 ha
--------------------------	---------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	利用状況調査と利用意向調査の円滑な実施とともに、県、農地中間管理機構、土地改良区、JA、遊休農地の所有者(管理者)等と協議を行いながら実情に応じた指導・対策・解消に努める。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.0 ha
---------------------------	--------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	1.6 ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	177.7 %

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	利用状況調査と利用意向調査の円滑な実施とともに、県、農地中間管理機構、土地改良区、JA、遊休農地の所有者(管理者)等と協議を行いながら実情に応じた指導・対策・解消に努めている。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.6 ha
---------------------------	--------

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年9月		令和5年10月	
1号遊休農地の面積	21.9 ha	うち緑区分の遊休農地	12.1 ha	
		うち黄区分の遊休農地	9.8 ha	
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年11月		令和6年1月	

農業委員会の点検結果	農業者の高齢化や後継者不足などの直面する課題が深刻な状況である。今後も遊休農地所有者等への事前周知、円滑な利用状況調査・意向調査の実施、農地中間管理事業の周知活動など、遊休農地の発生予防と農地の最適な利用が図られるよう推進していくことが重要である。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
		0 経営体 0 ha	0 経営体 0 ha
課題	新規就農・参入には、農地の確保や設備投資など困難を伴う場合が多い。関係機関と協力して円滑に支援できる仕組みの確立を図ることが重要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	151.7 ha	22.2 ha	29.6 ha	67.8 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	6.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	—	ha
公表URL	—	(その他の公表方法) —
目標に対する達成状況(B)/(A)	—	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	1 経営体
	取得農地面積	1.0 ha

農業委員会の点検結果	後継者不足の農業事情と新規参入者が直面する課題もあるが、今後も新規就農・参入に意欲ある若者等を支援できるよう、町ホームページ、広報紙、リーフレット等を活用した制度等の周知・情報収集を行い、農業委員会、役場産業課及び農業支援センター等の関係機関と連携を図り、就農候補地の確保や農地所有者との架け橋になるような活動を続けることが重要である。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	7 人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月～9月	遊休農地の解消	管内全域を調査区域とし、道路等からの目視による巡回調査(農地パトロール)を一斉に実施する。その調査内容を受け、事務局職員が確認のため再巡回調査を行う。
1月～2月	遊休農地の解消	利用状況調査(農地パトロール)の結果を基に郵送した利用意向調査を回収する。
3月	農地の集積	広報紙等を活用し、利用権設定及び農地中間管理事業の周知を行う。また、認定農業者の認定・再認定時により一層農地の集積をお願いするなどの推進活動を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月～9月	遊休農地の解消	管内全域を調査区域とし、道路等からの目視による巡回調査(農地パトロール)を一斉に実施した。その調査内容を受け、事務局職員が確認のため再巡回調査を行った。
1月～2月	遊休農地の解消	利用状況調査(農地パトロール)の結果を基に郵送した利用意向調査について、期限内に回答がない方を直接訪問するなどし、回収率を向上させた。
3月	農地の集積	広報紙等を活用し、利用権設定及び農地中間管理事業の周知を行った。また、認定農業者の認定・再認定時により一層農地の集積をお願いするなどの推進活動を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	10月	相談会名	徳島ビジネスチャレンジメッセ2023
参加者数	農業委員・農地利用最適化推進委員	開催場所	徳島市
相談会の内容	企業の農業参入、他産業従事者の新規就農の相談が期待されるビジネスイベント。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	令和5年4月27日	相談会名	青年等就農計画認定審査会
参加者数	1人	開催場所	板野町役場
相談会の内容	板野町のレンコン農家で農業研修を行っている青年の青年等就農計画認定申請に係るヒアリング及び審査会を行い承認された。		
開催時期	令和5年10月19日	相談会名	徳島ビジネスチャレンジメッセ2023
参加者数	2人	開催場所	徳島市
相談会の内容	企業の農業参入、他産業従事者の新規就農の相談が期待されるビジネスイベント。 板野町への相談はなかった。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた
---------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	5
目標に対して期待どおりの結果が得られた	16
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	13

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：徳島県  
 農業委員会名：板野町農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		27 件	うち許可	27 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	15 日	処理期間(平均)	15 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		32 件	うち許可相当	32 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	20 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
		650 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	6月～10月の転作確認及び利用状況調査(農地パトロール)時に併せて道路からの目視などで巡回調査を実施した。また未然防止にも努め、発覚した違反転用に対しては、迅速に是正指導を行い、早期解消・改善に向けて取り組んでいる。	
実 績	違反転用解消面積 ー ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入